

# 公益財団法人岡山市ふれあい公社役員及び評議員の報酬等並びに 費用に関する規程

平成25年7月1日

財団規程第 1 号

改正 令和3年7月1日 財団規程第13号

改正 令和6年7月1日 財団規程第13号

(目的及び意義)

**第1条** この規程は、公益財団法人岡山市ふれあい公社（以下「財団」という。）の定款第16条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

**第3条** 財団は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。ただし、岡山市職員には支給しないものとする。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員のうち財団の使用人を兼ねる者は、財団給与規程に基づき使用人としての給料、通勤手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末・勤勉手当及び退職手当を支

給し、第1項、第3項に定める報酬及び役員賞与は支給しないものとする。

- 5 評議員には、定款第16条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。  
ただし、岡山市職員には支給しないものとする。

(報酬等の額の決定)

**第4条** 財団の常勤役員の報酬月額、別表第1「常勤役員の報酬月額」のとおりとする。

- 2 非常勤役員の報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。  
3 常勤役員の役員賞与は、財団給与規程に定める使用人としての期末・勤勉手当の支給額に準じて支給することができる。  
4 評議員の報酬等は、定款第16条に定める金額の範囲内において別表第3に基づき支払うものとする。

(報酬等の支給日)

**第5条** 報酬等は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。非常勤役員にあっては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

**第6条** 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

**第7条** 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。通勤費は、財団給与規程に定める使用人としての通勤手当を準用することができる。

(費用)

**第8条** 財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

**第9条** 財団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

**第10条** この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

**第11条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人岡山市ふれあい公社の設立の登記の日から施行する。

附 則（令和3年7月1日財団規程第13号）

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和6年7月1日財団規程第13号）

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額

1人あたり40万円までの範囲内

別表第2 非常勤役員の報酬

理事会出席等、必要の都度、1人一律6,000円

別表第3 評議員の報酬等

評議員会出席等、必要の都度、1人一律6,000円